4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が把握している喝取金の振込口座
ア　西日本シティ銀行行橋支店　永洋建設繁永章一名義　口座番号1282079
イ　田川信用金庫行橋支店　有限会社堀本建設名義　口座番号1043419
⑵　主な犯行態様
ア　前記３⑵記載の被害会社社員に対して、永洋建設及び有限会社堀本建設との間で下請契約を締結させ、本来支払うべき工事代金に現場対策費名目で840万円を上乗せして、下請代金を支払わせる。
イ　下請代金は、被害会社名義の約束手形の振出し、あるいは永洋建設繁永章一名義及び有限会社堀本建設名義の銀行口座に現金を振込みさせて入金させる。
5　開始決定の時における給付資金の額　金800万円
6　支給申請期間　平成29年11月29日から平成30年１月29日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　金　　明吉
⑵　裁 判 所 名　福岡地方裁判所小倉支部
⑶　裁 判 年 月 日　平成29年１月24日
⑷　確 定 年 月 日　平成29年２月８日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、法定の除外事由がないのに、上原力松らが前記３⑵の犯罪行為によって現場対策費名目で脅し取った犯罪収益の一部である現金800万円を、それが恐喝等による犯罪収益であることを認識しながら、いわゆる上納金として、被告人方において、前記上原から平成25年５月２日頃に600万円、同月15日頃に200万円を受け取り、もって犯罪収益を収受した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第11条違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号092―734―9092（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

隊員の懲戒処分

第９航空団　空士長　山内　　朗
自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。
平成 29 年 11 月 29 日
第９航空団司令
空将補　川波　清明

一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分

（退職をした者の氏名）山内　　朗
（退職時の勤務官署）第９航空団
国家公務員退職手当法第12条第１項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に防衛大臣に対してすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取り消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。
平成 29 年 11 月 29 日
第９航空団司令
空将補　川波　清明

無縁墳墓等改葬公告

ＦＡＣ6044キャンプ瑞慶覧内の東普天間住宅地区において、文化財本発掘調査中に所有者不明の遺骨が発見されたことから、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲示の翌日から１年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成 29 年 11 月 29 日
沖縄防衛局長　中嶋浩一郎
1　墳墓等所在地　沖縄県宜野湾市普天間下原1059番
1　墳墓等の名称　不詳
1　死亡者の本籍及び氏名　不詳
1　改葬を行おうとする者　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地９　沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２９年（家）第４０２５９号
札幌市東区本町２条９丁目４番地10
申立人　サンライズ札幌管理組合
本籍福岡県福岡市中央区舞鶴１丁目141番地、最後の住所福岡県筑紫野市大字筑紫667番地200、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日平成26年９月９日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和５年６月29日、職業不詳
被相続人　亡　大久保富雄
事務所札幌市中央区北１条西９丁目３番地27第三古久根ビル５階札幌あすかぜ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齊藤　佑揮
札幌家庭裁判所
平成２９年（家）第２０１１６号
東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍群馬県渋川市渋川2408番地、最後の住所群馬県渋川市渋川3878番地７、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成28年８月７日、出生の場所群馬県群馬郡渋川町、出生年月日昭和20年２月９日、職業会社役員
被相続人　亡　重野　勝哉
事務所群馬県前橋市石倉町２丁目５番４号
相続財産管理人　弁護士　渡那部　博
前橋家庭裁判所